

総合計画及び総合戦略の策定について

令和3年10月

第1回総合計画審議会資料

総合計画及び総合戦略の策定について

1 策定趣旨

本市では、将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる市の最上位計画である総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成16年度の合併による新市発足の翌年に第一次総合計画(平成17～26年度)を策定し、平成27年度に第二次総合計画を策定し、各種施策を展開してきました。

この第二次総合計画が令和4年度で計画期間終了となることから、今後のまちづくり指針となる新たな基本構想及びこれに基づく基本計画を策定します。

2 策定方針

次期総合計画においても、第一次総合計画、第二次総合計画と受け継がれてきた理念「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援」を引き継ぎ、四国の中心に位置するまちで、市民が主役のまちづくりを目指す将来像も継承し、ゼロベースからの検討ではなく、現行の基本構想をベースに検討を行うこととします。

また、基本計画においても、基本的な施策の体系は第二次総合計画を踏襲し、社会経済環境の変化や現行施策の進捗状況等を考慮した上で計画案の策定を進めることとします。

なお、策定においては、人口減少対策に効果・実効性のある取組みを戦略的に進める計画である総合戦略と一体的に策定することとしています。

◆将来像

第一次総合計画 四国のまんなか 人がまんなか ～手をつなぎ、明日をひらく元気都市～

第二次総合計画 四国のまんなか 人がまんなか ～人を結ぶ 心を結ぶ あったか協働都市～

3 策定根拠

総合計画については、平成23年8月に施行された地方自治法の改正により基本構想の策定義務が廃止されたものの、本市では四国中央市自治基本条例第17条において総合計画を見直すことと定めています。

なお、基本構想の策定につきましては、議会の議決事項となっています。

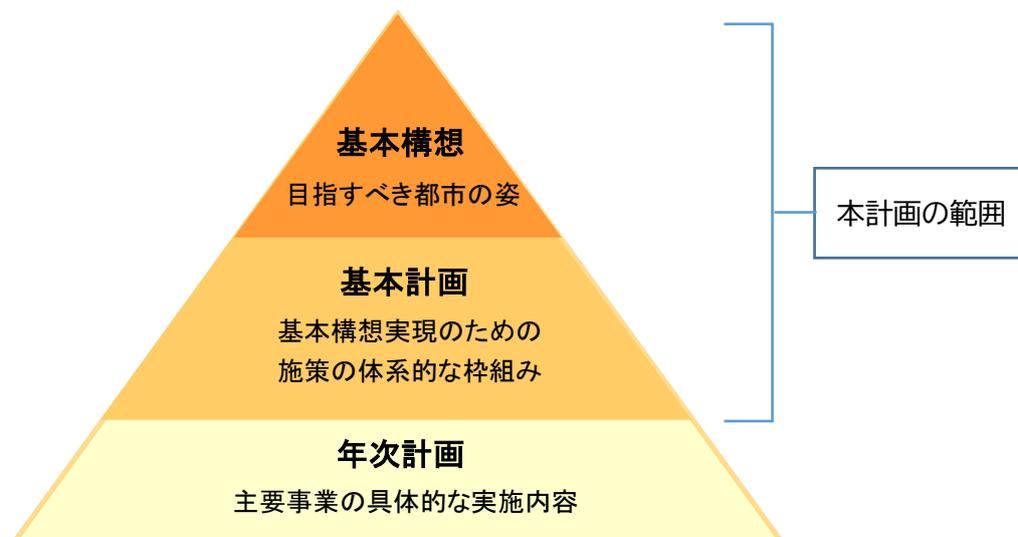
○四国中央市自治基本条例（平成19年6月27日 条例第32号）

第17条 市は、この条例の趣旨にのっとり、総合計画を策定し、計画的かつ効率的な市政運営を行います。

2 市は、社会の変化に対応できるよう、必要に応じて、総合計画の見直しを行います。

4 構成と期間

(1) 計画の構成



基本構想

本市の将来像(目指すべき都市の姿)及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするもので、期間を令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

基本計画

「基本構想」に掲げる将来像を実現するために取り組むべき主要な施策について、展開の考え方を示すもので、期間を5年間とします。

年次計画

「基本計画」に示された施策を推進するために具体的な実施内容を示すもので、期間を1年とし、進捗管理を行います。

(2) 計画の期間

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
基本構想	基本構想									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
年次計画		→								

5 策定体制等

